



# 宮崎地区 特別支援学校教育相談 利用の手引



**明星視覚支援学校**（幼稚部・小学部・中学部・高等部・理療科、寄宿舍）

〒880-0121 宮崎市大字島之内1390

TEL 0985（39）1021

FAX 0985（39）1622

**みやざき中央支援学校**（小学部・中学部・高等部、寄宿舍）

〒880-0121 宮崎市大字島之内2100

TEL 0985（39）1633

FAX 0985（39）6046

**赤江まつばら支援学校**（幼稚部・小学部・中学部・高等部、寄宿舍）

〒880-0911 宮崎市大字田吉4977-371

TEL 0985（56）0655

FAX 0985（56）0656

**清武せいりゅう支援学校**（小学部・中学部・高等部）

〒889-1601 宮崎市清武町木原4257-9

TEL 0985（85）6641

FAX 0985（85）6640

**みなみのかぜ支援学校**（小学部・中学部・高等部）

〒889-1601 宮崎市清武町木原4257-6

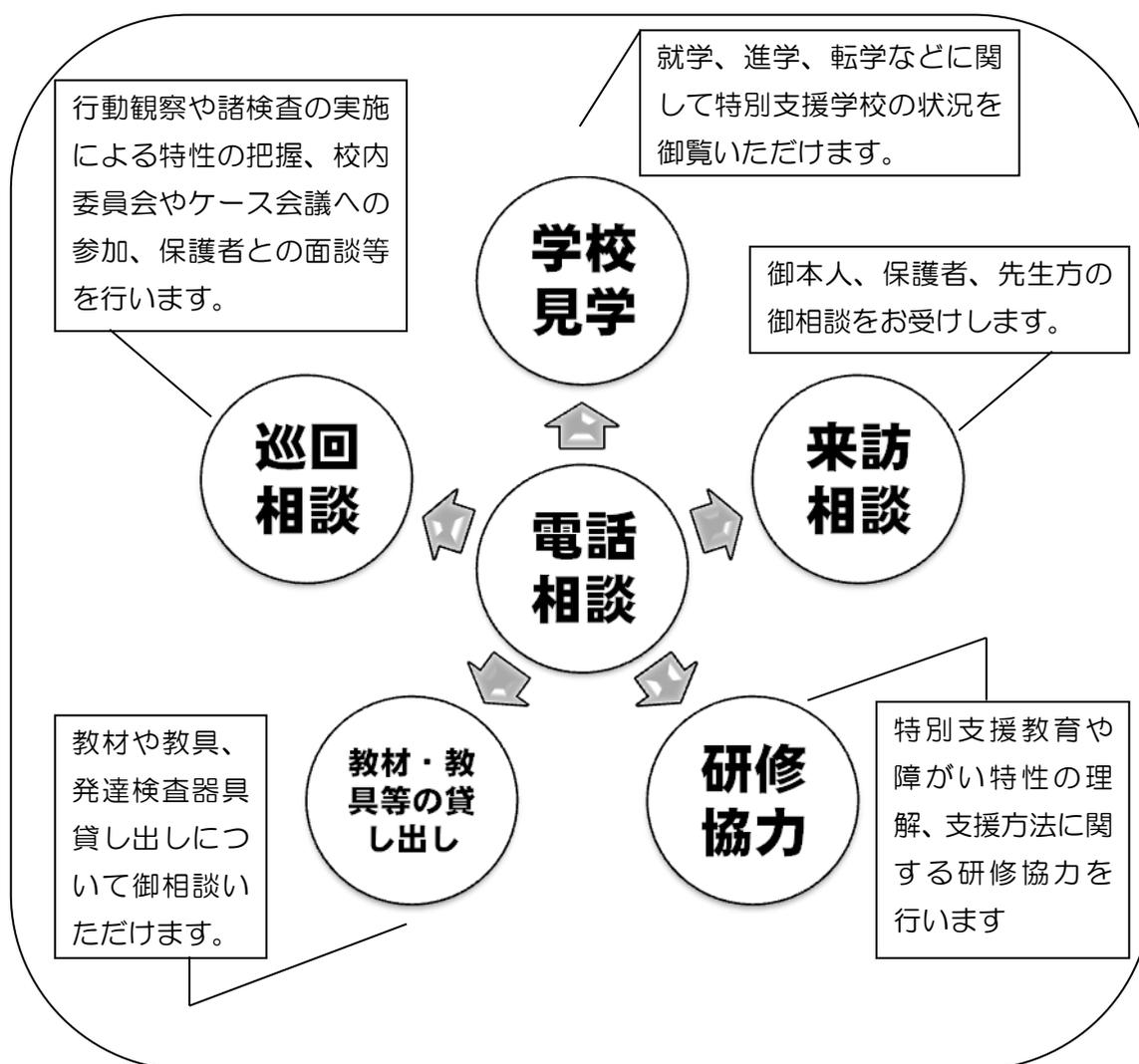
TEL 0985（85）7851

FAX 0985（85）7859

特別支援学校では次のような内容で地域支援活動を行っています。

地域や相談内容ごとに担当校を振り分けていますが、まずはお近くの特別支援学校にお電話で御相談ください。

各学校等では、校内での階層的な支援の取組をお願いいたします。校内における実態把握や支援の検討、保護者との相談などに取り組んでいただきます。**個別の教育支援計画及び**個別の指導計画を作成していただき、それぞれの子どもにあった支援について計画的に取り組んでください。



御注意ください！！

在籍学級の判断や、小・中学生の転出入などについては就学指導委員会の判断が必要です。特別支援学校の教育相談及び地域支援では対応できないことがありますので、市町村教育委員会との連携をお願いします。

# 1 電話相談について

電話にて御相談をさせていただきます。御本人や保護者、先生方などのお悩みに関する御相談や、必要な情報を御提供いたします。

## 対 象

- 就学前から成人まで
- 本人、保護者、学校の先生方、その他

## 内 容

- 生活習慣に関すること
- 集団生活に関すること
- 学習に関すること
- 学校生活に関すること
- 家庭生活に関すること
- 障がいに関すること
- 関係機関の情報に関すること
- 進路や就労に関すること
- 指導、支援の方法や、特別支援教育推進に関すること

## 相談方法

- 電話にて、**各支援**学校の教育相談担当に御相談ください。



## 2 来訪相談について

各特別支援学校にお越しただいて、御相談させていただきます。各特別支援学校の教材や資料等についても直接御覧いただくことができます。

### 対 象

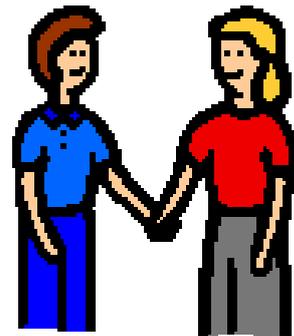
- ・就学前から成人まで
- ・本人、保護者、幼稚園職員、保育所（園）職員、学校職員、関係機関など

### 相談担当者

- ・教育相談部職員
- ・特別支援教育コーディネーター
- ・（管理職）

### 内 容

- ・生活習慣に関すること
- ・集団生活に関すること
- ・学習に関すること
- ・学校生活に関すること
- ・家庭生活に関すること
- ・障がいに関すること
- ・進路や就労に関すること
- ・関係機関の情報に関すること



### 申込方法

- ・電話にて「相談の申し込み」と伝えてください。
- ・担当者が相談内容の聞き取りをさせていただきます。内容に応じて相談の日時を調整いたします。

### 相談当日

- ・時間までに各支援学校にお越しください。
- ・相談室などで担当職員が御相談させていただきます。その際、内容等をメモなどに記録させていただくことがありますので御了承ください。

### その他

- ・相談内容について守秘義務を守ります。
- ・相談にかかる費用は、無料です。

## 3 学校見学について

各特別支援学校の学習の様子や教室の様子などを御見学いただくことができます。授業内容や行事等の都合がありますので、御見学前に日程の調整が必要となります。

### 対 象

- 就学前から成人まで
- 本人、保護者、幼稚園職員、保育所（園）職員、学校職員、関係機関など

### 見学担当者

- 教育相談部員
- 特別支援教育コーディネーター
- 管理職 など 学校によって担当者が異なります  
電話でお問い合わせください

### 内 容

- 就学に関する相談
- 学校の概要説明
- 校舎（施設、設備）等の見学
- 授業参観

### 申込方法

- 在籍する各学校（園）の学級担任や特別支援教育コーディネーター等に御相談ください。
- 各学校（園）が、特別支援学校の担当者と日程を調整します。

### 見学当日

- 時間までに各特別支援学校へお越しください。
- 受付表などの記入をしていただきます。
- 聞き取りなどをおこなった後、校舎等の見学をしていただきます。その後、御質問などにお答えしていきます。

### その他

- これから小学生になられる方については、各市町村の就学相談会での相談が必要になります。

## 4 巡回相談について

幼稚園や保育所等、小学校、中学校、高等学校へ特別支援学校の担当職員が訪問して相談をおこないます。基本的に、巡回相談の要請は各学校等において階層的支援の流れに沿って校内相談を進めていただいていることが前提となります。実態把握シートによる実態調査や学年会・校内委員会における検討、保護者相談など、各学校における相談や支援をおこなった上（**個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成を含む**）で、校内委員会などで巡回相談が必要であると判断されている場合に巡回相談の要請を申し込んでください。

なお、就学相談に関する内容は特別支援教育コーディネーターの業務内容に含まれません。就学相談については各市町教育委員会との連携をお願いいたします。

### 対 象

- ・就学前から高校3年生まで
  - ・本人、保護者、職員等
- ※明星視覚支援学校では、成人の方に対する巡回相談を行う場合もあります。



### 内 容

- ・観察による実態把握
- ・関係する職員や保護者を交えた教育相談
- ・心理検査や発達検査の実施
- ・関係機関を交えた支援会議

### 申込方法

- ・電話にて、「巡回相談の申し込み」と伝えてください。
- ・担当者が状況を聞き取りさせていただきます。各学校等における工夫などに関して助言させていただきながら、内容に応じて巡回相談の日程を調整いたします。
- ・巡回相談を要請する学校の管理職から、特別支援学校の管理職へ巡回相談を要請する旨、電話にて御連絡をいただきます。
- ・別紙様式により「職員派遣依頼書」をお送りください。

### 相談当日

- ・必要な資料を御用意ください。（実態把握シート、校内委員会の資料、座席表、**個別の教育支援計画**、個別の指導計画など）

### 相談後

- ・**巡回して相談させていただいた内容について、提案した内容が貴校にとって適切であったか、訪問させていただいて確認したいと考えております。**
- ※実施期間・・・1月～3月
- ※確認内容・・・**個別の教育支援計画、個別の指導計画、支援内容、次年度への引き継ぎ等**